

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-1-6	手繰第2種こぎ網漁業	1隻	5トン未満	48キロワット(15)以下	<p>津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線と佐伯市蒲江深島頂上から90度(磁針方位)の線との間の海域であつて、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ及びレの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点 ロ イの点から90度(磁針方位)の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市上浦蒲戸崎とを結んだ線との交点 ハ 蒲戸崎 ニ 佐伯市大入島唐船鼻 ホ 唐船鼻と佐伯市鶴見白埼とを結んだ線と同市鶴見野崎鼻と佐伯市竹ヶ島頂上とを結んだ線との交点 ヘ 野崎鼻 ト 佐伯市鶴見切ノ鼻うどの口 チ 同市鶴見白埼 リ 佐伯市鶴見宇土鼻 ヌ 宇土鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線と佐伯市鶴見白埼と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点 ル 高手島頂上 ヲ 佐伯市鶴見先ノ瀬頂上 ワ 佐伯市鶴御崎 カ 同市蒲江芹埼 ヨ 同市蒲江深島東端 タ 同市蒲江深島西端 レ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点</p>	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江に住所を有する者	令和3年9月14日から 令和3年10月14日まで

備考

- 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年8月31日までとする。